

播磨町消費者教育推進計画について

▶問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2364

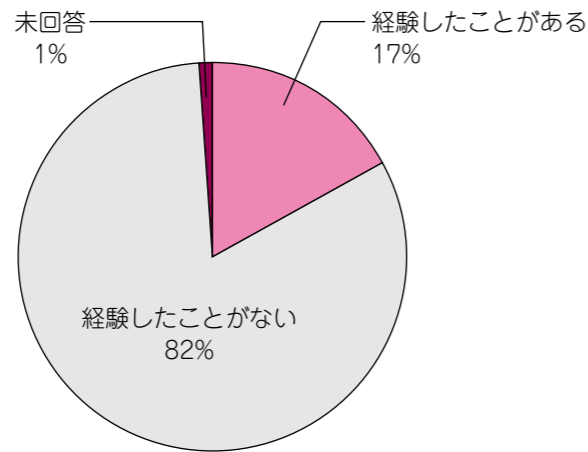
商品やサービスが使いやすく便利になる一方、消費生活のトラブルは以前よりも複雑なものになっています。また、高齢者を狙った悪質商法や犯罪が非常に多くなるとともに、中学生や高校生が多額の被害にあうなど、被害者の年齢層も広がっています。

播磨町では、消費者自身が複雑な契約、悪質な勧誘に対しての正しい知識を持ち、慎重に対応することで消費生活トラブルや被害を防止できるようになることを目指し、「消費者教育推進計画」を策定します。

計画の策定にあたり、アンケート調査を行いました。播磨町在住の18歳以上の人の中から無作為に抽出した1,000人に送付し、441人から回答をいただきました。調査の結果から一部を抜粋し、お知らせします。

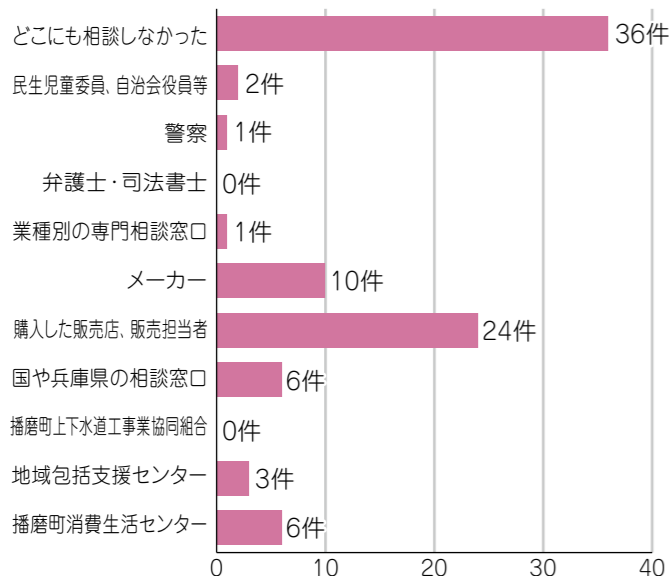
1. 購入の際のトラブル経験について

問1 あなたは過去3年間に、購入した商品や利用したサービスについて不安や不満を感じたことや、改善してほしいと思ったこと、商品によってけがをしたこと、不当な支払いをしたことはありませんか。



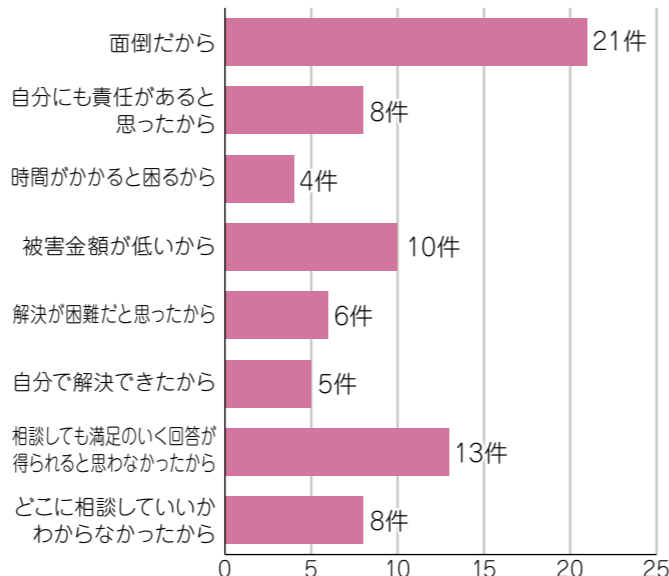
2. トラブルの際の相談先

問2 問1で「経験したことがある」と回答した方はそれらを経験した際に、どこに相談しましたか。（複数回答可）



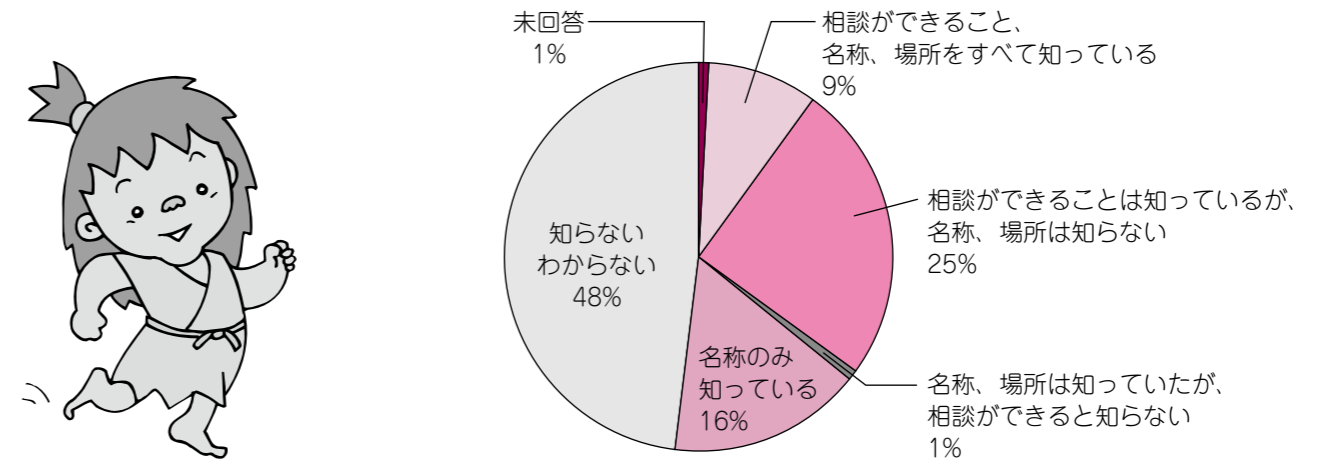
3. 相談しなかった理由

問3 問2で「どこにも相談しなかった」と回答した方は相談しなかった理由は何ですか。（複数回答可）



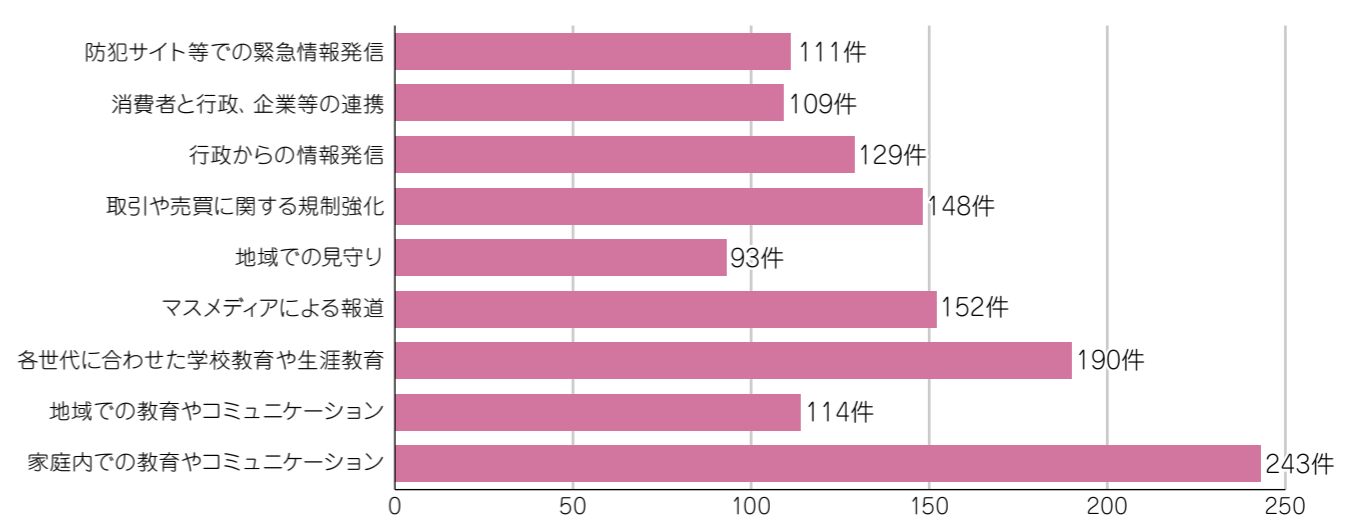
4. 播磨町消費生活センターについて

問4 播磨町消費生活センターへの来所や電話での消費生活相談ができることを知っていますか。また、名称やどこにあるかを知っていますか。



5. 悪質商法の被害を防ぐためには

問5 悪質商法などの手口も巧妙化し、高齢者、障がいのある方、社会経験の浅い若者が被害にあうケースが多発しています。このような被害を防ぐために、どのようなことが大切だと思いますか。（3つ選択）



すべての項目の集計結果は、町ホームページに掲載します。詳しくは住民グループにお問い合わせください。